

品川区障害者福祉団体登録要綱

制定 平成 30 年 3 月 23 日 区長決定 要綱第 61 号
改正 令和 4 年 1 月 11 日 部長決定 要綱第 25 号
改正 令和 6 年 3 月 1 日 部長決定 要綱第 401 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、第 2 条に定める要件に該当する団体を品川区障害者福祉団体として登録することにより、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 24 条に基づく施設利用等における利便と経済的負担の軽減を図り、障害者の福祉向上に資することを目的とする。

(登録の要件)

第 2 条 品川区障害者福祉団体とは、障害者の福祉を増進することを目的に、障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者、戦傷病者およびこれに準ずる者ならびにその父母兄弟等が自主的に組織した団体で、次の各号の要件を備えているものとする。

- (1) 団体の活動が、1 年以上の活動実績があること。
- (2) 各種連合体でなく単一の団体であること。
- (3) 構成員が 10 名以上でおおむね半数以上が区内に居住していること。
- (4) 団体の主たる活動の場および活動の本拠としての事務所を区内に有し、かつ代表者が区内在住であること。
- (5) 営利または特定の政党に関する政治活動若しくは宗教活動を目的としないものであること。

2 前項の規定にかかわらず、障害者福祉に貢献する区内の社会福祉法人等で、区長が特に認めた場合に限り、登録団体とすることができる。

(登録の申請)

第 3 条 登録を希望する団体は、登録申請書（第 1 号様式）に次の書類を添付して区長に提出するものとする。ただし、前条第 2 項に規定する法人等および品川区障害者団体補助金交付要綱第 2 条に規定する補助事業者については、その書類の一部または全部の添付を省略することができる。

- (1) 申請団体の規約
- (2) 申請団体の会員名簿および役員名簿
- (3) 申請団体の予算書および前年度の決算書
- (4) 申請団体の事業計画書および前年度事業報告書

(登録の申請の受理、審査および登録)

第 4 条 区長は、申請を受理したときは、第 2 条に定める登録の要件を審査し、登録の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定により登録を決定したときは、登録団体として登録し、団体登録証（第 2 号様式）を当該団体に交付し、登録をしないと決定したときは、登録申請却下通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録した日の属する年度の翌年度の末日とする。

(登録の更新および登録内容の変更)

第6条 登録団体は、引き続き登録を希望する場合には、有効期間前1か月から登録申請書に登録団体証を添付して、区長に提出し、更新の手続きをするものとする。

2 登録団体は、団体の規約および申請内容に変更があった場合、10日以内に登録申請書に団体登録証を添付して、区長に提出し、登録内容の変更手続きをするものとする。

(登録の取消)

第7条 区長は、登録団体が第2条に定める登録の要件に適合しなくなったと認めたとときおよび前条第2項に定める登録内容等の変更手続きをしないときは、当該団体の登録を取消することができる。

付 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

2 品川区心身障害者福祉団体登録要綱(平成27年品川区要綱第395号)、品川区精神障害者団体登録要綱(平成28年品川区要綱第7号)は廃止する。

3 平成30年3月31日までに品川区心身障害者福祉団体登録要綱または品川区精神障害者団体登録要綱に基づき登録もしくは登録更新された団体については、品川区障害者福祉団体登録要綱第4条第2項に基づき登録の決定を受けたものとみなす。

付 則

この要綱は、令和4年1月11日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年3月1日から適用する。

第 号
年 月 日

（申請者）

様

品川区長

印

登録申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった障害者福祉団体登録については、下記の理由により申請を却下します。

記

理 由